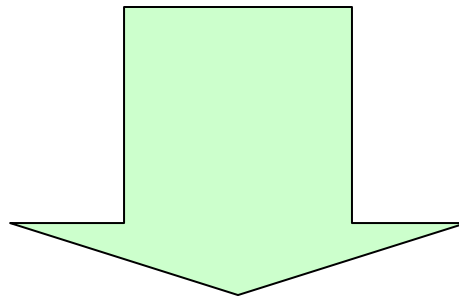


資料 2

教育・保育提供区域の設定について

1. 教育・保育提供区域とは

．平成27年度からの子ども・子育て支援新制度において、本市は地域の実情に応じて、質の高い「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」が適切に提供されるよう、その「量の見込み」と提供体制の「確保方策」を定めた5年を計画期間とする「橋本市子ども・子育て支援事業計画」を作成する。



- 「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、
「教育・保育提供区域（以下、「区域」）」を設定
- 「量の見込み」の把握のためにニーズ調査を実施
(平成25年10月実施)

2. 区域と事業計画について

- 「量の見込み」と「確保方策」を区域ごとに設定し、事業計画に記載。
 - ・ 各年度の児童の認定区分※ごとの「教育・保育」の「量の見込み」(需要)に対して、5年間の「確保方策」(「いつ」・「どの施設・事業で」・「どのくらいの」提供を行っていくのか)を記載。
 - ・ 「地域子ども・子育て支援事業」についても同様に、各事業の計画を記載。

※認定区分

新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた橋本市の認定を受ける必要がある。認定区分は以下の3区分。

- 1号認定： 3－5歳児、学校教育のみの利用（保育の必要性なし）
- 2号認定： 3－5歳児、保育の必要性あり
- 3号認定： 0－2歳児、保育の必要性あり

3. 量の見込みの算出について

●下記の事業については、全国共通で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」ごとに「量の見込み」の算出を行う。

	対象事業	対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5歳
	保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5歳
3	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0歳、1・2歳
4	時間外保育事業	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業	1～3年生、4～6年生
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	0～18歳
7	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳
		0～5歳
9	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～3年生、4～6年生
11	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生

4. 量の見込みの算出について

- 対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「家庭類型」を求める。

家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプ A	ひとり親家庭
タイプ B	フルタイム×フルタイム
タイプ C	フルタイム×パートタイム（就労時間：月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部）
タイプ C'	フルタイム×パートタイム（就労時間：月下限時間未満+下限時間～120 時間の一部）
タイプ D	専業主婦（専業主夫）
タイプ E	パートタイム×パートタイム （就労時間：双方が月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部）
タイプ E'	パートタイム×パートタイム （就労時間：いずれかが月下限時間未満+下限時間～120 時間の一部）
タイプ F	無業×無業

- 「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」となる。

5. 区域ごとの事業計画の記載イメージ

●具体的な事業計画の記載イメージは以下のとおり。

		1年目			2年目		
		「1号認定」 3～5歳 学校教育のみ	「2号認定」 3～5歳 保育の必要性あり	「3号認定」 0～2歳 保育の必要性あり	「1号認定」 3～5歳 学校教育のみ	「2号認定」 3～5歳 保育の必要性あり	「3号認定」 0～2歳 保育の必要性あり
①量の見込み		300人	200人	200人	300人	200人	200人
②確保の内容	教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）	300人	200人	80人	300人	200人	150人
	地域型保育事業			20人			30人
②－①		0人	0人	▲100人	0人	0人	▲20人

.....

5年目		
「1号認定」 3～5歳 学校教育のみ	「2号認定」 3～5歳 保育の必要性あり	「3号認定」 0～2歳 保育の必要性あり
300人	200人	200人
300人	200人	150人
		50人
0人	0人	0人

●事業ごとに計画を作成していく。

6. 区域設定の際のポイント

- 国は基本指針にて、市町村が区域を設定する際ポイントを提示

区域設定の際のポイント

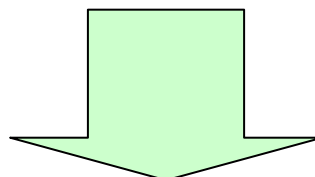
- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案する。
- 小学校区、中学校区、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。
- 区域は、地域型保育事業（小規模保育など）の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。
- 区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 一方、区域は、需給調整の判断基準となること等から、
 - ・ 小学校就学前子どもの区分（＝認定区分）ごと、
 - ・ 地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに、
 - ・ 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

7. 認可と需給調整について

●地域型保育事業に関する認可の申請があった場合

①申請者が適格性、認可基準を満たせば、原則認可する。

②ただし、区域における教育・保育の「利用定員の総数」（供給）が、事業計画で定める「量の見込み」（需要）に既に達しているか、認可によってこれを超えると認めるときは、認可をしないことができる。



需要調整

「量の見込み」（需要） > 「利用定員の総数」（供給） ⇒ 原則認可

「量の見込み」（需要） < 「利用定員の総数」（供給） ⇒ 需給調整

8. 区域の設定範囲別メリット・デメリット（1）

. 区域を設定するにあたり、①広い範囲、②中間の範囲、③狭い範囲の3パターンを想定し、それぞれのメリット・デメリットを検討。

具体的に、以下の3パターンの区域を想定し、比較を行う。

区域	概要
①全市	橋本市全域を一つの区域として設定。
②地区別	橋本・山田・紀見・隅田・恋野・学文路・高野口・応其・信太の9地区で設定。
③小・中学校区	小学校区（15学区）または中学校区（7学区）で設定。

※上記の区域設定はあくまでも例示である。

9. 区域の設定範囲別メリット・デメリット（2）

区域の設定範囲	メリット	デメリット
①全市	<ul style="list-style-type: none"> ●需給調整の発生する機会が少なく、事業者が新規参入しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者にとって入所可能な施設・事業が自宅近辺にない場合もある。
②地区別	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者の参入しやすさから利用者の選択範囲が広がる。 ●勤務地等の都合で居住エリア以外の施設・事業を希望するニーズを吸収できる。 ●事業計画における需要量見込みの推計が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●需給調整の発生する機会が多く、認可されない施設・事業がある場合、利用者の選択範囲が狭くなる。 ●勤務地等の都合で居住エリア以外の施設・事業を希望するニーズを吸収できない。
③小・中学校区	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者にとって入所可能な施設・事業が自宅近辺にある可能性が高くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業計画における需要量見込みの推計が困難である。

10. 区域設定の検討の視点

●区域設定の際のポイント、区域の設定範囲別のメリット・デメリットを踏まえ、区域設定に当たり、次の視点により検討することとしてはどうか。

区域設定の検討の視点

- ① 利用者および事業者にとってわかりやすい区域設定が適切ではないか。
- ② 現在の保育需要の増大に対して、できる限り柔軟に対応できるような区域設定とすることが適切ではないか。
- ③ 居住エリア以外（通勤途上等）での利用ニーズにも柔軟に対応できるような区域設定が適切ではないか。
- ④ 利用者の各施設・事業に対する多様なニーズへ対応できるような区域設定が適切ではないか。
- ⑤ 一部エリアでの、短期間の需要の変動にも柔軟に対応できるような区域設定が適切ではないか。
- ⑥ 今後の対象児童数の推移が不確定な中で、需要推計を比較的立てやすい区域設定が適切ではないか。
- ⑦ 計画策定後の事業内容について、各施設・事業を通じて進捗管理を行いやすい区域設定が適切ではないか。

1 1. 本市の区域設定（例）

分類	施設・事業		区域
教育・保育	教育・保育施設	保育所、認定こども園	学校区
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
地域子ども・子育て事業	①時間外保育事業 ②放課後児童健全育成事業 ③地域子育て支援拠点事業 ④一時預かり事業 ⑤病児・病後児保育事業 ⑥利用者支援に関する事業		
	①子育て短期支援事業 ②子育て援助活動支援事業		